

- ➔ 本道における少子高齢化の動向や実態調査の結果を踏まえ、地域全体でケアラーを支える地域づくりを推進するため、令和4年に北海道ケアラー支援条例を施行。
- ➔ この条例に基づき、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的に推進する目的で、次のとおり「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）」を策定。

1 策定のポイント

- ▶ 本計画は、ケアラー支援を直接に規定した法律がない中で、道の新たな条例に基づき策定するもの。
- ▶ 各項目について、その背景や考え方、取組の必要性などを具体的に記述することで、全体像がわかりやすくなるよう策定。



道のケアラー支援に係る取組の的確な推進管理を図るとともに、市町村等が自ら取り組むに当たっての参考となることを期する。

2 計画の構成

- 1 計画の概要
 - … 策定の趣旨、位置付け等
- 2 家族介護を取り巻く状況
 - … 少子高齢化等の動向
- 3 道民意識と実態調査
 - … 調査の概要と課題
- 4 条例の概要と基本的事項
 - … 条例の構造と主なポイント
- 5 ケアラー支援の具体的取組
 - … 基本的施策に対応する取組
- 6 市町村等の取組例
 - … 先進事例の紹介
- 7 道の関連事業
 - … 関連事業の体系図と一覧
- 8 数値目標の設定
 - … 設定の意義と具体的目標
- 9 計画の推進管理
 - … 推進管理の考え方と方法

支える人を、
ひとりにしない。

計画期間：3年
(R5～R7年度)

「ケアラー」

ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看護」「療育」「世話」「気づかい」などをする人のことです。

「ヤングケアラー」

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

3 条例の基本的施策として掲げる「3つの柱」に基づく取組

123

i 普及啓発の促進

- ✓ ホームページやSNSによる広報
- ✓ ポスターなど啓発資材の掲示等

ii 早期発見及び相談の場の確保

- ✓ 相談支援体制の充実強化
- ✓ 相談職向け研修の実施等

iii ケアラーを支援するための地域づくり

- ✓ 交流拠点の設置促進
- ✓ 見守り・支え合いの意識醸成等

これら3つの
推進項目を
総合的に展開

各取組を行う上での課題や考え方が明らかとなるよう記載。



4 市町村や関係機関における取組例

地域におけるケアラー支援の取組が広がるよう、市町村や関係機関による先駆的な取組事例を紹介。



条例や計画の策定
連携体制の構築
相談窓口の設置
交流拠点の設置等

各市町村が参考にしやすい事例を掲載することで、ケアラー支援の取組を全道域で加速化。

5 「3つの柱」に対応した数値目標の設定

UP

- i 普及啓発 ……ケアラーに関する認知度の向上
- ii 相談の場の確保 ……人材の育成、相談支援体制の構築等
- iii 地域づくり ……交流拠点の整備促進、地域アドバイザーの養成等



道条例のもと、本計画に定める取組を着実に進めていくことにより、ケアラーとその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。